

カーボン・ニュートラル認証基準（案）

平成 23 年 6 月 15 日

目次

第 1 章 認証基準の趣旨と基本的考え方	2
1 認証基準の趣旨	2
2 基本的考え方	3
第 2 章 計画認証及び中間認証	8
3 申請者の取組	8
4 計画検証及び中間検証	11
5 計画認証及び中間認証	12
6 カーボン・ニュートラル計画宣言及び計画認証ラベル使用	14
第 3 章 達成認証	17
7 計画認証取得者の取組	17
8 達成検証	18
9 達成認証	18
10 カーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベル使用	19
第 4 章 その他	21
11 雑則	21

第1章 認証基準の趣旨と基本的考え方

1 認証基準の趣旨

1.1 認証基準策定の背景

カーボン・オフセットの取組を更に深化させたカーボン・ニュートラルの取組は、その取組の規模や削減努力の継続性の観点から、我が国においても多くの主体により行われることが望まれるところであり、実際、我が国においてもいくつかの取組事例が見られるようになってきている。しかし、我が国では、カーボン・ニュートラルの概念は未だ整理されていない状況にあり、今後、より多くの主体により様々な考え方にに基づき取組が拡大していく場合、取組の現場では様々な混乱等が生ずるおそれがあり、これが、カーボン・ニュートラルに取り組もうとする者の障害となる可能性もある。

このため、事業者等にとって取り組み易く、また、市民から見て分かりやすく信頼性が確保されたものとなるよう、我が国におけるカーボン・ニュートラルの考え方等を明らかにするとともに、こうした動きを支援するため、取組を認証する制度を整備していくことが効果的である。

以上の背景から、諸外国での取組状況や国際的な動向との調和を図りつつも、我が国で既に取り組まれているカーボン・ニュートラルに係る事例を把握し、我が国で取り組む上での課題を整理するとともに、これまでカーボン・オフセットの推進に関わってきた様々な関係者の意見を聴取しながら、事業者が取り組むに当たっての基準を策定するものである。

1.2 認証基準の位置づけ

本基準は、カーボン・ニュートラルの取組に関する要求事項について定めるものである。

本基準は、国際的な動向も踏まえ、我が国において国際的に通用しうる信頼性の高いカーボン・ニュートラルの取組を推進することを目指し、JIS Q 14064 (我が国における ISO14064) 規格群に準拠した制度として、JIS Q 14064 の要求事項に対する追加的な要求事項を構成している。

本基準に基づきカーボン・ニュートラルの取組を行う事業者は、カーボン・ニュートラル認証（以下「ニュートラル認証」という。）を付与される。ニュートラル認証を取得した事業者は、カーボン・ニュートラル宣言（以下「ニュートラル宣言」という。）及びカーボン・ニュートラル認証ラベル（以下「ニュートラルラベル」という。）の使用を行うことができることとする。

基準策定後も、モデル的な取組を支援することにより得られた知見等を積極的に反映すること等により、認証制度がより使いやすいものとなるよう、また、信頼性の高い制度となるよう、カーボン・オフセットの規程類の平易化等の見直し作業にも留意しつつ、基準の改善に努めることとする。

2 基本的考え方

2.1 カーボン・ニュートラルとは

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの社会的責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量を認識し、主体的にできる限り削減するとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所でも実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所でも排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。

論点

○カーボン・ニュートラルの定義は妥当か。

(参考) 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」

「カーボン・オフセット」の定義

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所でも実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所でも排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。

「カーボン・ニュートラル(炭素中立)」の用語解説

市民の日常生活、企業の事業活動といった排出活動からの温室効果ガスの排出量と、当該市民、企業等が他の場所でも実現した排出削減・吸収量がイコールである状態のことをカーボン・ニュートラル(炭素中立)という。カーボン・オフセットは、市民の日常生活や企業の事業活動におけるカーボン・ニュートラルを実現するための手段であり、排出量を全量オフセットされた状態がカーボン・ニュートラルとなる。

2.2 用語

本基準において用いる用語については、以下に定めるものを除き、JIS Q 14064 規格群において用いられる用語に準拠する。また、本基準において独自に用いる用語を表1のとおり定めることとし、JIS Q 14064 規格群における用語のうち、本基準において独自の呼称を設けたものについては、表2のとおりとする。

表1 本基準において用語を定めるもの

用語	定義
認証主体	本基準に基づき、申請者からの申請に対して認証を付与する主体をいう。(※1)
検証機関	JIS Q 14064-1 又は JIS Q 14064-2 に準拠した制度を利用して、我が国における IAF (International Accreditation Forum) の MLA (Multilateral Recognition Arrangement) に署名している認定機関による JIS Q 14065 認定を取得した、申請者から独立した地位により検証を行う機関をいう。(※2)
JIS Q 14064 規格群	JIS Q 14064 の第一部、第二部、第三部を総称したものをいう。
基準年度	カーボン・ニュートラルの取組の一環として削減に取り組む際の温室効果ガスの排出量の基準となる年度をいう。平成2(1990)年度以降の任意の年度とし、複数年度の平均を用い

	ることもできる。
目標年度	カーボン・ニュートラルを達成する予定の年度をいう。目標年度が単年度又は複数年度であることを問わない。
達成年度	カーボン・ニュートラルを達成した年度（複数年度の場合もある。）をいう。
カーボン・ニュートラル計画	申請者が目標年度にカーボン・ニュートラルを達成するために行う温室効果ガスの排出削減等の取組を規定した計画をいう。
カーボン・ニュートラル計画 検証（計画検証）	申請者が提出したカーボン・ニュートラル計画が、本基準の要求事項を満たしていることを検証機関が検証すること。
カーボン・ニュートラル計画 認証（計画認証）	カーボン・ニュートラル計画に対する検証結果を受けて、認証主体が認証を行うこと。計画認証の有効期間は中間認証により延長できる。
カーボン・ニュートラル計画 宣言	定型表現に基づき、カーボン・ニュートラル計画認証を取得した申請者が用いることができる宣言をいう。計画開始日以降に有効となる。
カーボン・ニュートラル中間 検証（中間検証）	申請者が提出したカーボン・ニュートラル計画に対する、変更の有無を確認の上、引き続き、要求事項を満たしていること、温室効果ガス算定や排出削減等が計画どおりに進捗していることを検証すること。
カーボン・ニュートラル中間 認証（中間認証）	カーボン・ニュートラル計画に対する中間検証結果を受けて、認証主体が認証を行うこと。
カーボン・ニュートラル達成	認証主体に認証されたカーボン・ニュートラル計画に基づいて、カーボン・ニュートラルを達成すること。
カーボン・ニュートラル達成 報告書	申請者がカーボン・ニュートラル達成を文書化して、検証機関に提出するもの
カーボン・ニュートラル達成 検証（達成検証）	申請者が提出したカーボン・ニュートラル達成報告書が、本基準の要求事項を満たしていることを、検証機関が検証すること。
カーボン・ニュートラル達成 認証（達成認証）	カーボン・ニュートラル達成報告書に対する検証結果を受けて、認証主体が認証を行うこと。
カーボン・ニュートラル達成 宣言	カーボン・ニュートラル達成認証を取得した申請者が用いることができる宣言をいう。

※1 将来的には民間・地方公共団体等の多様な主体が本基準に基づき認証を行うことも考えられるが、実態に則した継続的な制度改善が必要であるため、当面、環境省が試行的に認証制度を運営することとする。

※2 検証機関については、当面の間は、JIS Q 14064-1 組織検証または JIS Q 14064-2 プロジェクト妥当性確認、プロジェクト検証に申請し我が国における我が国における IAF (International Accreditation Forum) の MLA (Multilateral Recognition Arrangement) に署名している認定機関により受理されていることを要件とする。なお、JIS Q 14064-1 組織検証においては、認定分野および CSR 報告書における温室効果ガス排出量のレビュー評価の有無は問わず、JIS Q 14064-2 プロジェクト妥当性確認、プロジェクト検証においては、認定分野の如何は問わないものとする。

表 2 JIS Q 14064 規格群における用語のうち、本基準において独自の呼称を設けたもの

本基準	JIS Q 14064 規格群
スコープ 1 排出量	直接的な温室効果ガス (GHG) の排出量
スコープ 2 排出量	エネルギー起源の間接的な温室効果ガス (GHG) の排出量
スコープ 3 排出量	その他の間接的な温室効果ガス (GHG) の排出量
カーボン・ニュートラル宣言	温室効果ガス (GHG) に関する主張
本基準に基づく認証制度	温室効果ガス (GHG) プログラム
(申請時) 申請者 (認証取得後) 認証取得者	責任当事者

2.3 基本原則

2.3.1 申請における基本原則

申請における基本原則は JIS Q 14064-1 における「3 原則」を踏まえることとする。基本原則の適用は、温室効果ガス関連の情報が、正確かつ公正な報告であることを確実にする基礎であり、適切性、完全性、一貫性、正確性、透明性が重視される。

2.3.2 検証における基本原則

検証における基本原則は JIS Q 14064-3 における「3 原則」を踏まえることとする。基本原則の適用は、検証の基礎であり、独立性、倫理的行動、公正な報告、職業専門家としての正当な注意が重視される。

2.3.3 制度運営・認証における基本原則

制度運営・認証における基本原則は以下の通りとする。

- (1) 認証に関する情報は、正確で、検証可能で、関連性があり、誤解を与えないものとする。
- (2) 認証に関する情報は、主張を裏付けるために十分に詳細、かつ包括的であり、正確で再現性のある結果が得られる科学的方法に基づくものとする。
- (3) 手続、方法及び判定基準に関する情報は、すべての利害関係者が入手可能であり、原則として要求に応じて提供するものとする。
- (4) 制度運営・認証に関わる委員、事務局等の関係者は、環境性能を改善する可能性がある技術革新を抑制しないように注意を払うものとする。
- (5) 認証に関わる委員、事務局等の関係者からの申請者への情報の要求は、認証に必要なものに限定する。
- (6) 制度運営にあたっては、別に定める利害関係者の参加による協議を設定し、コンセンサスを得るための相応な努力を行う。
- (7) 認証取得者は、消費者及び潜在的消費者が入手可能な形で、認証に関する情報を提供する。

2.4 温室効果ガス排出に係る対象活動の設定

2.4.1 申請者の要件

申請者の要件は、JIS Q 14064-1「4.1 組織の境界」を準用し、本基準における追加的要件として次の通り定める。

- (1) 申請者は、会社法等による法的根拠を有する法人又は地方公共団体を基本とする。ただし、一時的な組織等であり、法人格を持たない場合は、認証申請時の責任分担や一時的な組織等が解散した後の責任分担等を説明することにより、申請者としての適格性を主張しなければならない。

注) たとえば、国又は地方公共団体が関与して、特定の活動のために期間を限定してその活動を遂行するために事務局等を設置し、かつ国又は地方公共団体による事務局等の設置根拠が明示される場合は、事務局名等で申請をすることができる。

- (2) 申請者は、認証主体、検証機関から独立し、利害関係を有しておらず、かつ、国内外における法令を順守していること。

なお、複数の者が合同して取組を行う場合は、代表申請者を定め、相互の役割分担を明確にしなければならない。申請者から申請手続を委任された者は申請手続を代理することができるが、申請代理行為によって申請代理者が認証を取得することはできない。

2.4.2 対象活動

対象活動は、JIS Q 14064-1「4.2 活動の境界」を準用するが、本基準においては、会社法等による法的根拠を有する法人または地方公共団体の事業活動全般を核として、申請者が、ISO26000を参照して自らの社会的責任と主張する範囲とすることを基本とする。

自らの社会的責任の範囲の中には、支配力基準の要素も含まれており、原料調達や取引先等、自らの意思により変更できるものについては出来る限り含めることが望ましい。

当面の間は、法人、事業所、地方公共団体の一部又はその組合せを対象活動とすることができるが、一部又はその組合せとした理由やその合理性を説明することにより、対象活動設定の適格性を主張しなければならない。

論点

- 対象活動として、「会社法等による法的根拠を有する法人または地方公共団体の事業活動全般を核として、申請者が、ISO26000を参照して自らの社会的責任と主張する範囲」とすることで、申請者の対象活動設定の自由度を確保しつつ、申請者が極端に狭い範囲に対象活動を設定することを避けるということかどうか。
- 法人、事業所、地方公共団体の一部又はその組合せを対象活動とするにあたっての要件は何か。

2.4.3 対象活動における温室効果ガス排出量算定範囲の原則

申請者は、対象活動におけるスコープ1排出量、スコープ2排出量を基本的に全て算定しなければならない。ただし、算定結果を除外する必要がある場合には、その合理性を主張し、検証機関の承認を得ることとする。

対象活動におけるスコープ3排出量については、排出源をライフサイクルアセスメントの手法を用いて把握することに努め、当該排出源をできる限り算定範囲として設定した上で、合理的な算定方法が得られる限り算定することとするが、算定が困難な場合は理由を付して除外してもよい。

論点

- 諸外国においてスコープ3排出量を算定する流れが大きくなりつつある状況も踏まえ、スコープ1排出量・スコープ2排出量を原則算定することに加え、スコープ3排出量についてもできる限り算定することとすることでどうか。一方、カーボン・ニュートラル化の対象排出量はスコープ1排出量・スコープ2排出量とし、スコープ3排出量のカーボン・ニュートラル化は任意ということかどうか。

2.4.4 温室効果ガス排出量算定方法

温室効果ガス排出量算定方法は、JIS Q 14064-1「4.3 GHG の排出量及び吸収量の定量化」を準用するほか、本基準における要件として次の通り定める。

- (1) 活動量については、根拠を明示すること。また、一定の精度を確保可能な測定・管理方法に沿っていること。
- (2) 排出係数については、標準値を採用する場合、当該排出活動の排出係数として一般的に認められている係数であること。また、標準値を採用しない場合は、当該排出係数の根拠を明示すること。
- (3) 算定に必要なデータ、算定方法に基づき、過小とならないように算定すること。
- (4) 算定に必要なデータを文書等で記録しており、算定結果が検証可能であること。
- (5) 算定が複数年度にわたる場合等、各年度の排出量及び削減量の算定において使用する活動量や排出係数が、計画時に比して変更される可能性がある場合はその対応手法を定めること。また、定めた手法以外の手法を用いる場合は合理的な理由を明示すること。

なお、算定の際には入手可能な最新の値を用いることが望ましい。算定対象の排出量を正確に認識するために、データの引用元（公表者、公表年度等）に一貫性のある値を使用することが望ましい。一貫性のある値を使用できない場合は、その理由の合理性を主張し、検証機関の承認を得ることとする。

2.4.5 本基準における温室効果ガス排出量算定として代替できる算定方法

申請者は、2.4.2 で定めた範囲における温室効果ガス排出量を算定するにあたり、以下の方法によることができる。申請者は、当該方法を選択した場合、カーボン・ニュートラル計画に当該方法名を記入しなければならない。

a) 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において用いられているマニュアルであるが、本制度において対象外となっている申請者であっても当該マニュアルによる算定を行い、本制度における温室効果ガス排出量とすることができる。

b) The Greenhouse Gas Protocol Corporate Standard (GHG プロトコルイニシアティブ)

c) 自主参加型国内排出量取引制度における「モニタリング・報告ガイドライン」（環境省）

なお、環境省「サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定方法検討会」の最新の検討結果やGHG プロトコルイニシアティブ「The Greenhouse Gas Protocol Scope 3 Accounting and Reporting Standard (第2案)」については最終版が確定していないが、これらによらなければ算定できないものについては、これらの最新版の結果を用いて算定してもよいものとする。

その他、地方公共団体が実施する排出量取引制度等において定める排出量算定ガイドライン等、当項に記載されていないものを用いて算定を行う場合は、その理由を付して、検証機関の承認を得ることとする。

論点

○信頼性が高い算定方法として以下を列挙したが、過不足はないか。

- ・温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）
- ・The Greenhouse Gas Protocol (GHG プロトコルイニシアティブ)
- ・自主参加型国内排出量取引制度における「モニタリング・報告ガイドライン」（環境省）

第 2 章 計画認証及び中間認証

3 申請者の取組

申請者の取組は JIS Q 14064-3 の「5. GHG インベントリの構成要素」「6. GHG インベントリの品質管理」を準用する他、当基準における要件として次の通り定める。

3.1 カーボン・ニュートラル計画の策定

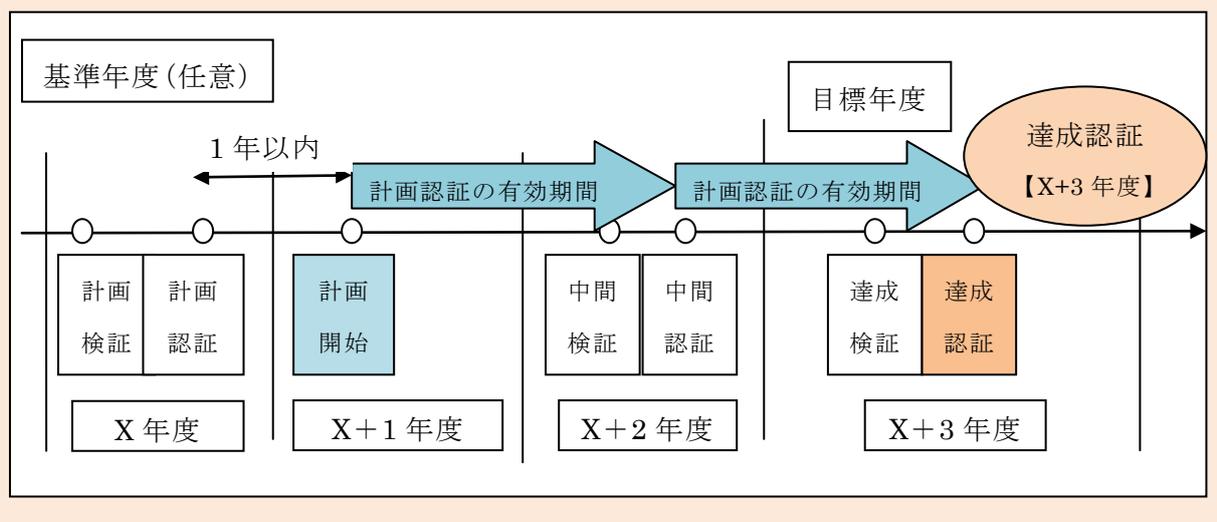
申請者は対象活動の範囲における温室効果ガス排出量の削減や埋め合わせに用いるクレジットの取得や無効化について、カーボン・ニュートラル計画を策定しなければならない。

なお、温室効果ガス排出量の削減計画において、電力使用に伴う排出量の削減に関しては、グリーンエネルギー証書（財団法人日本エネルギー経済研究所に設置されたグリーンエネルギー認証センターが発行するものをいう。）を用いることができることとする。

論点

○計画から達成までのフローは以下のような想定で妥当か。

- ・計画認証の有効期間は 1 年間とし、1 回まで更新できる。（最長 2 年間）
- ・計画認証の取得後、計画開始までの期間は 1 年以内とする。



3.1.1 基準年度の設定

申請者はカーボン・ニュートラル計画の策定にあたり、基準年度を設定しなければならない。ただし、基準年度は平成 2(1990)年度以降の任意の年度とし、複数年度の平均を用いることもできるが、設定に際しては、その合理性を主張し、検証機関の承認を得ることとする。

3.1.2 目標年度の設定

申請者はカーボン・ニュートラルを達成する目標年度を定めなければならない。目標年度は、計画認証を取得した翌々年度までに設定しなければならない。

目標年度は、カーボン・ニュートラル達成を予定する年度を指し、単年度又は複数年度で設定することができるものとするが、継続的に複数年度で設定することが望ましい。

3.1.3 計画開始日の設定

申請者はカーボン・ニュートラル計画を開始する日を定めなければならない。

3.2 温室効果ガス排出削減の主張

申請者は、計画認証の有効期間中において、対象活動における温室効果ガス排出量の削減（総量削減又は原単位改善）を実施し、基準年度と比して、定量的に温室効果ガス排出量の削減を毎年度実現する計画をカーボン・ニュートラル計画に位置づけなければならない。

論点

○海外制度の例も踏まえ、実際の排出削減を求めることでよいか。その場合、原単位の改善であっても削減として捉えてよいか。

※原単位改善の下で活動量が増加した場合には、排出増となることも考えられるが、この場合、埋め合わせに必要な量も増加することに留意。ただし、最終的なニュートラルの実現には直接は影響しない。

○排出削減（総量削減又は原単位改善）に当たり、グリーンエネルギー証書を用いてもよいとすることでどうか。

3.3 排出量の埋め合わせに用いるクレジットの準備

3.3.1 クレジットの要件

申請者が、カーボン・ニュートラル化に用いることができるクレジットは以下の発行済みクレジットとする。ただし、申請者が自らプロジェクト生成に関与をしているクレジットについては、排出削減の取組の一環とみなされることから対象外とする。

- a) 国際連合気候変動枠組条約における京都メカニズムクレジット（AAU, ERU, CER, RMU）であり、日本国内で発行される AAU 及び RMU を除いたもの。AAU については排出量削減・吸収源の確保につながることを申請者が証明しなければならない。
- b) 以下の条件を満たしていると証明できるクレジット
 - ①日本国政府又は地方公共団体（以下「日本国政府等」という。）が運営している JIS Q 14064-1 又は JIS Q 14064-2 に準拠した制度により、我が国における IAF (International Accreditation Forum) の MLA (Multilateral Recognition Arrangement) に署名している認定機関により、JIS Q 14065 に基づく認定を付与された検証機関が、JIS Q 14064-3 に準拠した審査を行うことにより、日本国政府等が認証していること
 - ②日本国政府等による登録簿により管理されていること
 - ③発行に際しての排出量モニタリング、報告、検証におけるガイドラインが用意されていること

論点

○クレジットの要件としては上記のとおり信頼性の高いものを原則とした上で、経過措置としてそれ以外のクレジットについても使用できることとするか。

3.3.2 クレジットの想定と確保

申請者は目標年度の温室効果ガス排出量と同等以上のクレジット量（以下「オフセット量」という）を無効化することを想定するものとする。申請者は、クレジットの調達に係る契約を締結する等により、クレジット種別、シリアル番号を指定し、達成検証時までにクレジットを確保し、クレジットを確実に無効化する手段を確保していることを主張し、検証機関の承認を得なければならない。

3.3.3 クレジットの無効化

申請者は、カーボン・ニュートラル達成のために、目標年度の温室効果ガス排出量に相当するクレジットを無効化する計画を立案し、カーボン・ニュートラル計画に位置づけなければならない。

3.4 カーボン・ニュートラル計画の変更

- (1) 認証取得者は、計画認証を受けた案件において認証取得者の経営体制等の変更に伴い対象活動が大幅に変更になる場合は、当該変更等を実施する日から起算して30営業日より以前に、認証主体に対して変更申請を行わなければならない。
- (2) 認証取得者は、当該案件に関する変更申請中の場合でも、取得した計画認証は維持される。ただし、変更が承認されなかった場合は、取得した計画認証の停止及び訂正情報を公表する等の措置を講ずるものとする。
- (3) 認証主体は、当該変更申請について、認証結果に影響が生ずる可能性があると判断した場合は、認証取得者に対して再検証を指示することができる。ただし、認証主体が当該変更事由による認証結果への影響が軽微と判断した場合は、再検証を経ることなく当該変更を承認できる。
- (4) 認証主体は、再検証の結果に基づき、当該認証取得者に対し、是正措置の通知、認証範囲の変更や認証の一時停止及び取消を行うことができる。

3.5 カーボン・ニュートラル計画進捗の確認

認証取得者は、計画認証の有効期間を更新するために、カーボン・ニュートラル計画の進捗を確認し、必要に応じてカーボン・ニュートラル計画の変更有無について検討の上で、中間検証を受審しなければならない。

4 計画検証及び中間検証

本基準における検証に関する要求事項は、次に指定する項目に加えて、JIS Q 14064-3 の「4. 妥当性確認及び検証に関する要求事項」における検証に関する要求事項を準用する。

検証機関は、申請者からの依頼に基づき、申請者のカーボン・ニュートラル化への取組が本基準の要求事項に適合しているかを審査し、認証主体に検証報告書を提出しなければならない。検証にあたっては、保守性の原則に則り工数を抑制し、算定プロセスの妥当性確認を重視することが望ましい。

4.1 保証水準

本基準が要求する検証の保証水準は合理的保証とする。

4.2 目的

検証の目的は、カーボン・ニュートラル計画が本基準に適合しており、カーボン・ニュートラル達成に向けた削減努力等が確実に行われることが見込まれることを第三者検証機関の審査を通じて認証されることを目的とする。申請者は、これらの認証を取得することにより、認証取得者としてカーボン・ニュートラル宣言（計画認証）を行うことができる。

4.3 重要性

許容可能な重要性の量的基準値は排出量全体の5%とする。ただし、本基準の要求事項を満たしている限り、定量化に際しての不確かさを考慮する必要はないものとする。

4.4 検証後に検出された事実

検証報告書発行後に、検証報告書に重大な影響を与える可能性がある事実が検出された場合、検証機関は適切な処置を検討し、認証主体に報告しなければならない。具体的には、申請者がカーボン・ニュートラル計画の遂行が困難になる事象が発生した場合等が該当する。

4.5 計画検証

検証機関は、申請者のカーボン・ニュートラル計画を審査し、当該計画が本基準における要求事項を満たしていることを確認しなければならない。

4.6 中間検証

検証機関は、申請者のカーボン・ニュートラル計画を審査し、当該計画が本基準における要求事項を満たしていることを確認しなければならない。また、カーボン・ニュートラル計画に記載された取組の進捗について確認し、カーボン・ニュートラル計画を変更する必要がある場合は、変更後のカーボン・ニュートラル計画の検証を行わなければならない。

論点

- 検証における保証水準は合理的保証とし、重要性の量的基準は排出量全体の5%とするこ
とで妥当か。
- カーボン・ニュートラル計画に係る検証基準は、当該計画が要求事項を満たしているこ
とでよいか。

5 計画認証及び中間認証

5.1 計画認証

5.1.1 計画認証の要件

認証主体は、検証報告書（計画検証）の結果に基づき、申請者の取組が、本基準にすべて適合していると判断した場合には、認証主体名で認証を与え、認証主体は認証結果を当該案件の申請者に通知するとともに、認証主体に報告する。なお、計画認証の有効期間は1年間とする。

カーボン・ニュートラル計画認証については、目標年度に要求事項を満たすことが確実と認められる旨の検証報告書が認証主体に提出された場合に、認証主体が申請者に認証を与えるものであり、計画期間中は本基準に定めるクレジットの無効化以外の要求事項を満たさなければならない。

申請者のうち、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の対象者である場合、算定対象範囲が一致している場合に限り、同制度の調整後排出量の報告の際に活用するクレジット（3.3.1の要件を満たすものに限る。）を用いてカーボン・ニュートラルの認証を取得することができる。

5.1.2 計画認証の効果

- (1) 認証主体は認証に基づき認証書を発行することができる。認証書の仕様の詳細は別途定める。認証取得者は、当該認証書を外部に公表することができる。また、認証取得者は、認証を取得した範囲内においてのみその事実を公表し、かつ計画認証ラベルを使用する権利を有する。
- (2) 計画認証ラベルは認証主体が使用許諾権を有しているため、計画認証ラベルが不正に使用された場合に、認証主体は認証取得者の認証を取り消すとともに、法的措置を取ることができる。
- (3) 認証主体は、運営事務局に認証結果を報告し、運営事務局は認証結果を公開する。

5.2 計画認証の取消

5.2.1 認証取り下げ

認証取得者は、やむを得ない事情がある場合に限り、認証主体に対し、書面により、認証取り下げの申請ができる。認証主体がこれを受理した場合には、認証の効力は消滅し、認証主体は認証取り下げの事実を周知しなければならない。

5.2.2 是正勧告及びそれに伴う措置

- (1) 認証主体は、認証を取得した事実の不正公表又は計画認証ラベルの不正使用について情報収集を行い、必要に応じて対応策を検討する。
- (2) 認証主体は、認証取得者のカーボン・ニュートラル計画の記載に虚偽があることが判明した場合、速やかに当該事案の調査を行い、その結果を踏まえ、認証取得者に対し、是正勧告、対象活動範囲の変更や認証の一時停止及び取消を講ずることができる。認証が停止又は取消された場合、認証取得者は、取得した認証の権利の行使を停止しなければならない。
- (3) 認証取得者が義務に違反している疑義がある場合、又は認証主体の勧告があった場合には、認証主体又はその委託先は、認証取得者に事前に通知した上で、本基準の適正な運用を図る範囲内において、認証取得者の本支店、委託先等への立入りを含む調査をすることができる。
- (4) 認証主体は、認証取得者が定める義務に違反した事実が明らかになった場合には、

認証取得者に対し速やかな是正措置を求めることができ、当該認証取得者はかかる是正勧告に従わなければならない。

- (5) 認証主体は、認証取得者が前項の是正勧告に従わなかった場合には、認証の一時停止又は取消を行うことができ、かつ認証取得者が本基準に違反した事実について公表するとともに、当該違反に関わる申請以外の認証を取消することができる。
- (6) 前項の場合、認証主体は、(3)の調査等を実施するために認証主体に生じた調査費、人件費、交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。この場合において、認証取得者は、直ちに支払いを行わなければならない。
- (7) 認証主体は、認証取得者（過去に認証取得者であった者を含む）が、計画認証有効期間満了後に、認証等の権利を行使していると合理的に判断する場合には、当該認証取得者の関与するすべての案件の認証を取消するとともに、悪質性の程度に応じて、当該事象により発生した関係者等の直接的・間接的な被害に相当する損害賠償を請求することができ、認証取得者は、係る認証主体の求めに応じて支払いを行わなければならない。

5.2.3 その他認証の取消事由

認証主体は、認証取得者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証取得者に対する何らの通知・催告等を要することなく、認証取得者のすべての認証を取消し、必要な措置をとることができる。

- (1) 本基準において定められた認証主体の調査を妨げたとき、又は調査において虚偽の報告をしたとき若しくは報告を行わなかったとき。
- (2) 裁判所に対する会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は自らその申立をなしたとき。
- (3) 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は差押等の強制執行を受けたとき。
- (4) 環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又はこれらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき。
- (5) 不適切な販売方法を行う等本基準に基づく制度の信用を傷つけたとき、その他前各号に準ずる事由の発生したとき。

5.2.4 取消の効果

- (1) 認証が取り消された場合、当該認証を取得していた者は、認証主体の指導に基づき、未出荷の在庫商品等について、認証取消後 1 ヶ月以内に、目張りシール等の貼付、計画認証ラベル表示部分の消去等の適正な処理を行い、かつ認証主体に対し、その経過及び結果を書面により適時に報告しなければならない。
- (2) 認証取得者は、販売委託会社等計画認証ラベル使用の対象となる商品等を取り扱う事業者が本基準を理解し、不正使用等が防止されるよう配慮しなければならない。

論点

○計画認証を得た事業者が計画を実行しなかった場合の措置はこれでよいか。

5.3 中間認証

認証主体は、検証報告書（中間検証）の結果に基づき、申請者の取組が、本基準にすべて適合していると判断した場合には、認証主体名で認証を与え、認証主体は認証結果を当該案件の申請者に通知するとともに、認証主体に報告する。なお中間認証時の計画認証の有効期間は 1 年間とする。

6 カーボン・ニュートラル計画宣言及び計画認証ラベル使用

本基準におけるカーボン・ニュートラル計画宣言及び計画認証ラベル使用は JIS Q 14064-1「7 GHG 報告」の規定を準用するほか、以下のとおりとする。

6.1 通則

「カーボン・ニュートラル計画宣言」とは認証取得者が本基準に基づく計画認証を受けた事実を、広告媒体等を用いて情報提供することをいい、「計画認証ラベル使用」とは、認証取得者が主に日本国内において計画認証ラベルを使用することをいう。

カーボン・ニュートラル計画宣言及び計画認証ラベル使用は認証取得によってのみ可能となり、検証・認証の完了していない事業者、若しくは検証・認証が済んでいない期間についてはカーボン・ニュートラル計画宣言及び計画認証ラベル使用を行うことができない。

認証主体は、カーボン・ニュートラル計画宣言及び計画認証ラベル使用の実態が本基準に適合しない又はそのおそれがあるときは、是正勧告を行う。

認証取得者が当該是正勧告に従わないときは、認証主体はウェブページにて注意喚起を行い、是正されない場合は、認証の一時停止及び取消を行うことができる。

6.1.1 事前報告

認証取得者がカーボン・ニュートラル計画宣言及び計画認証ラベル等を付した印刷物等を広く配布する必要がある場合は、事前に利用目的、配布期間、配布場所、配布者等の情報とともに、当該印刷物等の案を認証主体に対して、書面により報告することとする。

6.1.2 使用制限

計画認証された事業者が提供する商品、サービス等へのカーボン・ニュートラル計画宣言及び計画認証ラベルの表示については、消費者等に誤解を与えない限り、限定しない。

ただし、計画認証取得者が提供する計画認証ラベル付き部材、計画認証ラベル付き部品などを用いて組み立てられた、計画認証取得者以外の者が提供する完成商品等において計画認証ラベルを使用する際は、計画認証取得者名を明示し、計画認証取得者以外の者が計画認証を取得していると消費者等に誤解を与えないようにしなければならない。

計画認証ラベルが不正に使用された場合又は不正にカーボン・ニュートラル計画宣言がなされた場合等は、無断での使用又は広告等に該当し、認証主体は、民事上及び刑事上のあらゆる法的措置を執り行うことができる。

6.2 情報提供

認証取得者は、ウェブサイト等により以下の事項につき情報提供を行わなければならない。

なお、消費者等に提供する情報については、定型表現のみの使用に制限し、詳細は別途定める。

表 3 計画認証時の情報提供項目

(1) 計画全般	認証取得者名
	対象活動（連結・単体・事業所）
	計画認証である旨
	基準年度・目標年度
(2) 排出量の認識計画	対象活動における温室効果ガス排出源
	算定範囲・算定方法
	基準年度及び各年度における対象活動における温室効果ガス排出量
(3) 排出削減計画	スコープ3排出量の算定結果
	対象活動における排出削減の取組

	認証取得者の排出削減の取組
(4)ニュートラル化計画	クレジットの種類（京都クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）等）
	クレジットのプロジェクト名（プロジェクト実施国・実施地域等の属地的情報を含む）
	クレジットのプロジェクトタイプ（風力発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等）
	クレジットの無効化状況・無効化方法

論点		
○情報提供項目として必要十分か。		
(参考) カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準（平成 23 年 4 月） 第 2 章 2. (5)情報提供 <基準>		
	情報提供事項	詳細
(1) カーボン・オフセットに関する説明	カーボン・オフセットに関する説明	申請者名（認証取得者名）
		カーボン・オフセットの主体の特定
		認証対象活動
		認証有効期間
		カーボン・オフセットの仕組みの説明
		地球温暖化対策の喫緊性の説明
(2) 排出量の認識	算定対象範囲	認証対象活動における温室効果ガス排出源 算定対象範囲
	算定方法・算定排出量	算定方法（算定式、及び算定方法の根拠とした文書）
		算定排出量、及びオフセット量もしくはオフセット比率
(3) 削減努力の実施	削減努力の実施	認証対象活動等に係る排出削減の取組
		申請者自身の排出削減の取組
		オフセット主体に対する削減努力の促進に関する情報
(4) オフセットに用いるクレジット調達等及び排出量の埋め合わせ	クレジットタイプの説明	クレジットの種類（京都クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、都道府県J-VER）
		認証制度名
	プロジェクト情報	プロジェクト名（プロジェクト実施国・実施地域を含む）
		プロジェクトタイプ（風力発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等）
	クレジットの調達・無効化	クレジットの調達状況・調達期限・通知方法
		クレジットの無効化状況・無効化方法
(5) その他必要事項	販売価格・その他支払いに関する事項	商品・サービス当たりの販売価格
		消費者の価格負担（料金への上乗せ）の有無
		その他支払いに関する事項（申し込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料等）
	販売事業者情報	販売事業者名
		運営統括責任者名
		連絡先（所在地、電話番号、e-mail） ウェブサイトリンク先

6.3 計画認証ラベル使用

- (1) 認証取得者は、計画認証ラベルに対して、以下の組み合わせによる表示及び形容のみを用いることができる。
- (2) 認証取得者は、計画認証ラベルを使用する際は、予め定められた表示方法に従い、消費者等の誤解を招かない表示にしなければならない。
- (3) 認証取得者は、認証情報を提供する場合には、認証主体、認証番号と運営事務局のホームページ及び認証取得者名を必ず表示して必要な情報を公開しなければならない。ただし、認証取得者が、一事業者等の一部であると認められる場合に限り、当該事業者名等を表示することもできる。
- (4) 計画認証ラベルの色、サイズ等の詳細については別途定めることとする。
- (5) 認証取得者は、以下の場合、計画認証ラベルに、認証主体、認証番号、運営事務局のホームページ、認証取得者名を特定できる情報を明記しなければならない。
 - a) 着脱が可能なラベルである場合
 - b) 計画認証ラベルの認証案件とそれ以外のものが混在して掲載されるカタログなどの印刷物、及びインターネットホームページ上などの広告物に計画認証ラベルを使用する場合
 - c) 認証主体の許可の下で、対象活動以外への計画認証ラベルを使用する場合

論点

○計画認証と達成認証でどのようにラベルの差異化を図るか。

6.4 認証が取り消された場合の対応

認証が取り消された場合は、当該認証を取得していた者は、直ちにカーボン・ニュートラル計画宣言を取り下げ、計画認証ラベルの使用を停止しなければならない。

第 3 章 達成認証

7 計画認証取得者の取組

本基準における温室効果ガスのニュートラル化に関する要求事項は、次の項目に加えて、JIS Q 14064-3 の「5. GHG インベントリの構成要素」「6. GHG インベントリの品質管理」における要求事項を準用する。

7.1 温室効果ガス排出削減の確定

計画認証取得者は、目標年度における温室効果ガス排出量を適切な方法で算定し、確定しなければならない。なお、当初の計画と比べて活動の境界、組織の境界等が変更になっている場合は、再度、カーボン・ニュートラル計画の妥当性を検証機関が検証した上で、当該温室効果ガス排出量を確定しなければならない。

7.2 温室効果ガス排出削減の主張

計画認証取得者は目標年度に対象活動において、基準年度と比して、定量的に温室効果ガス排出量の削減（総量削減又は原単位改善）がなされなければならない。なお、温室効果ガス排出量の削減に当たり、グリーンエネルギー証書（財団法人日本エネルギー経済研究所に設置されたグリーンエネルギー認証センターが発行するもの）を用いることができるものとする。

7.3 クレジットを用いたカーボン・ニュートラル化

計画認証取得者は、カーボン・ニュートラル達成のために、5.3.1 で定められたクレジットを用いて、目標年度における温室効果ガス排出量と同等以上のクレジット量（以下「オフセット量」という。）を無効化しなければならない。無効化に当たっては、同じクレジットが複数の用途に用いられないようにする等、適切に無効化を行わなければならない。

7.4 達成報告書

計画認証取得者は、カーボン・ニュートラル達成報告書を検証機関に提出し、検証を受審しなければならない。

7.5 アーリーアクション

申請日以前にカーボン・ニュートラルの取組が開始されている場合の追加的要求事項は以下のとおりとする。

1. 取組開始日からの温室効果ガス算定範囲、算定方法が申請内容と一致していること。
2. 取組開始日からの活動量、原単位が検証可能であること。具体的には、取組開始日からの活動量が全て記録されており、かつ、利用した原単位が確認できること。
3. 取組開始日から排出削減が実施されており、申請内容と整合していること。
4. 取組開始日以降に公開・情報提供されてきた内容が、申請内容と整合していること。
5. 温室効果ガス排出量の算定範囲、算定方法、活動量、原単位、排出削減、排出量の埋め合わせ等の内容が、取組開始日からのものと申請内容とで変更がない旨を記載すること。
6. 取組開始後 1 年以内に申請すること。

8 達成検証

本基準における検証に関する要求事項は、次に指定する項目に加えて、JIS Q 14064-3 の「4. 妥当性確認及び検証に関する要求事項」における検証に関する要求事項を準用する。

検証機関は、計画認証取得者からの依頼に基づき、計画認証取得者のカーボン・ニュートラル化への取組が本基準の要求事項に適合しているかを審査し、認証主体に検証報告書を提出しなければならない。検証に当たっては、保守性の原則に則り工数を抑制し、算定プロセスの妥当性確認を重視することが望ましい。

8.1 保証水準

本基準が要求する検証の保証水準は合理的保証とする。

8.2 目的

検証は、カーボン・ニュートラル達成報告書が本基準に適合しており、確実にカーボン・ニュートラルとなっていることを検証機関の審査を通じて認証されることを目的とする。計画認証取得者は、これらの認証を取得することにより、達成認証取得者としてカーボン・ニュートラル宣言を行うことができる。

8.3 重要性

許容可能な重要性の量的基準値は排出量全体の5%とする。ただし、本基準の要求事項を満たしている限り、定量化に際しての不確かさを考慮する必要はないものとする。

8.4 検証後に検出された事実

検証報告書発行後に、検証報告書に重大な影響を与える可能性がある事実が検出された場合、検証機関は適切な処置を検討し、認証主体に報告しなければならない。

9 達成認証

9.1 達成認証の要件

認証主体は、検証報告書の結果に基づき、認証基準にすべて適合していると認証主体が判断した場合には、認証主体名で認証を与え、認証主体は認証結果を当該案件の認証取得者に通知するとともに、認証主体に報告する。カーボン・ニュートラル達成認証については、すべての要求事項が満たされており、計画認証において計画され、本基準に定められた無効化が実施されていることを条件とする。

9.2 達成認証の効果

- (1) 認証主体は認証に基づき認証書を発行することができる。認証書の仕様の詳細は別途定める。認証取得者は、当該認証書を外部に公表することができる。また、認証取得者は、許諾を得た対象活動についてのみ認証を取得した事実を公表し、かつニュートラルラベルを使用する権利を有する。
- (2) ニュートラルラベルは認証主体が使用許諾権を有しているため、ニュートラルラベルが不正に使用された場合に、認証主体は認証取得者の認証を取り消すとともに、法的措置を取ることができる。
- (3) 認証主体は、運営事務局に認証結果を報告し、運営事務局は認証結果を公開する。

10 カーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベル使用

本基準におけるカーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベル使用は JIS Q 14064-1「7 GHG 報告」の規定を準用するほか、以下のとおりとする。

10.1 通則

「カーボン・ニュートラル宣言」とは認証取得者が本基準に基づく認証を受けた事実を、広告媒体等を用いて情報提供することをいい、「ニュートラルラベル使用」とは、認証取得者が主に日本国内においてニュートラルラベルを使用することをいう。

カーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベル使用は認証取得によってのみ可能となり、検証・認証の完了していない事業者、若しくは検証・認証が済んでいない期間についてはカーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベル使用を行うことができない。ただし、認証公表の準備を行うことはできる。

認証主体は、カーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベル使用の実態が本基準に適合しない又はそのおそれがあるときは、是正勧告を行う。

認証取得者が当該勧告に従わないときは、認証主体はウェブページにて注意喚起を行い、是正されない場合は、認証の一時停止及び取消を行うことができる。

10.1.1 事前報告

認証取得者がカーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベル等を付した印刷物等を広く配布する必要がある場合は、事前に利用目的、配布期間、配布場所、配布者等の情報とともに、当該印刷物等の案を認証主体に対して、書面により報告することとする。

10.1.2 使用制限

認証された事業者が提供する商品、サービス等へのカーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベルの表示については、消費者等に誤解を与えない限り、限定しない。

ただし、認証取得者が提供するニュートラルラベル付き部材、ニュートラルラベル付き部品などを用いて組み立てられた、認証取得者以外の者が提供する完成商品等においてニュートラルラベルを使用する際は、認証取得者名を明示し、認証取得者以外の者が認証を取得していると消費者等に誤解を与えないようにしなければならない。

ニュートラルラベルが不正に使用された場合又は不正にカーボン・ニュートラル宣言がなされた場合等は、無断での使用又は広告等に該当し、認証主体は、民事上及び刑事上のあらゆる法的措置を執り行うことができる。

10.2 情報提供

認証取得者は、ウェブサイト等により以下の事項につき情報提供を行わなければならない。

表 4 達成認証時の情報提供項目

(1) 全般	認証取得者名
	対象活動（連結・単体・事業所）
	達成認証である旨
	認証ラベルの使用用途
(2) 排出量の認識	基準年度・目標年度
	対象活動における温室効果ガス排出源
	算定範囲・算定方法
	基準年度及び各年度における対象活動における温室効果ガス排出量
(3) 排出	スコープ3排出量の算定結果
	対象活動における排出削減の取組・実績

削減	認証取得者の排出削減の取組・実績
(4)ニュートラル化	クレジットの種類（京都クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）等）
	クレジットのプロジェクト名（プロジェクト実施国・実施地域等の属地的情報を含む）
	クレジットのプロジェクトタイプ（風力発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等）
	クレジットの無効化状況・無効化方法

論点

○情報提供項目として必要十分か。

10.3 ニュートラルラベル使用

- (1) 認証取得者は、ニュートラルラベルに対して、以下の組み合わせによる表示及び形容のみを用いることができる。
- (2) 認証取得者は、ニュートラルラベルを使用する際は、予め定められた表示方法に従い、消費者等の誤解を招かない表示にしなければならない。
- (3) 認証取得者は、認証情報を提供する場合には、認証付与主体、認証番号と運営事務局のホームページおよび認証取得者名を必ず表示して必要な情報を公開しなければならない。ただし、認証取得者が、一事業者等の一部であると認められる場合に限り、当該事業者名等を表示することもできる。
- (4) ニュートラルラベルの色、サイズ等の詳細については別途定めることとする。
- (5) 認証取得者は、以下の場合ニュートラルラベルに、認証付与主体、認証番号、運営事務局のホームページ、認証取得者名を特定できる情報を明記しなければならない。
 - a) 着脱が可能なラベルである場合
 - b) ニュートラルラベルの認証案件とそれ以外のものが混在して掲載されるカタログなどの印刷物、およびインターネットホームページ上などの広告物にニュートラルラベルを使用する場合
 - c) 認証主体の許可の下で、対象活動以外でニュートラルラベルを使用する場合

第4章 その他

11 雑則

11.1 基準の更新

本基準が更新された場合は、更新後の基準発効日以降は、旧文書を即時無効とする。ただし、基準において、別途定めがあるものはその限りではない。

11.2 基準の保存期間

本基準の保存期間は、本基準に基づく制度終了日から起算して10年間とする。

11.3 参照文書

本基準に基づく制度実施にあたっての参照文書は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、実施にあたっては認証基準が参照文書に優先する。

- (1) 適合性評価－適正実施規準 (JIS Q 0060 : 2006)
- (2) 適合性評価－用語及び一般原則 (JIS Q 17000 : 2005)
- (3) 適合性評価－第三者適合マークに対する一般要求事項 (JIS Q 17030 : 2004)
- (4) 環境ラベル及び宣言－一般原則 (JIS Q 14020 : 1997)
- (5) 環境マネジメント－用語 (JIS Q 14050 : 2002)
- (6) 環境マネジメント－ライフサイクルアセスメント－原則及び枠組み (JIS Q 14040 : 1997)
- (7) 環境マネジメント－環境コミュニケーション－指針及びその事例 (JIS Q 14063 : 2007)
- (8) 社会的責任に関する手引き (ISO 26000 : 2010)
- (9) エネルギーマネジメント－要求事項及び使用のための手引き (ISO-DIS50001 : 2010)
- (10) 環境表示ガイドライン (環境省 改訂二版 : 2009)

11.4 機密保持及び守秘義務

認証主体、申請者及び認証取得者は、認証等の業務において知り得た非公知の情報の機密を保護するために、目的以外には使用せず、公開情報を除いては守秘する義務を負い、他に開示・漏洩しないものとする。

申請者は、認証主体が、本基準に基づく認証制度実施に必要な範囲で、申請者・認証取得者の情報を関係者に提供することがあることをあらかじめ承諾するものとする。

認証主体及び申請者・認証取得者は、個人情報について、「環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」の定めに従って適正に取扱うほか、認証主体においては、その内規に従うものとする。

11.5 異議申立て、苦情等

利害関係者から持ち込まれる本基準に基づく制度に関する異議申立て、苦情等については、認証主体により定められた手順に従って処理し、記録する。